

令和6年分所得税の確定申告の相談等日程表

秦野市

1. 確定申告書の配付

- ◇税務署窓口で配付
- ◇国税庁ホームページから印刷
- ◇1月23日(木)～3月17日(月)まで秦野市役所本庁舎2階の市民税課で配付 ※土・日・祝日を除く。無くなり次第終了

ご注意ください

クアーズテック秦野カルチャーホールでは、休館に伴い確定申告書等の配布や提出の受付はできません。

2. 作成済みの確定申告書の提出

【郵送での提出】

提出先は「東京国税局業務センター平塚分室」(〒254-8534 平塚市浅間町9番1号)になります。

※確定申告書の控えを郵送しても收受印は押されません

【窓口での提出】

作成済みの確定申告書のみ、2月17日(月)～3月17日(月)の期間(土・日・祝日を除く)に秦野市役所本庁舎2階の市民税課窓口でも提出できます。ただし、内容の確認や相談はできません。

※提出の際はマイナンバーカードの写し、または、通知カードの写し+運転免許証などの写しを添付してください。

【令和7年1月から確定申告書等控えの收受印の押印が廃止されました】

国税に関する手続きの見直しの一環として、控え用の收受印は廃止されました。

提出用にのみ押されます。

收受印に代わる
証明方法の確認
は国税庁 HPへ



3. e-Tax での確定申告書の作成・送信

【e-Tax のメリット】

- ★混雑する会場に足を運ぶ必要がありません
- ★所得や控除などを自動計算して確定申告書を作成できます
- ★マイナンバーを利用するとマイナポータル連携で寄附金控除などが自動反映されます



「確定申告書等作成
コーナー」はこちら



「マイナポータル連携」
はこちら

4. 税理士による無料申告相談

月　日	会　場	時　間
1月31日(金) 2月3日(月)～2月6日(木)	秦野市立本町公民館 ※クアーズテック秦野カルチャーホール では休館に伴い実施しません	【受付】事前のオンライン申込 【相談】午前 9:30～午前 12:00 午後 1:00～午後 3:30

【注意】

◇亡くなられた方の申告、更正の請求、譲渡所得の申告をする方や初めて住宅借入金等特別控除の適用を受ける方、事業所得が高額な方、その他内容が複雑な方の相談はお受けできません。

【予約】

◇予約受付期間 令和7年1月9日(木)午前10時からオンラインのみでの事前申込です。
申し込みの際にはメールアドレス・氏名・電話番号の入力が必要です。
一部、当日入場整理券の配布を行いますが、無くなり次第終了となります。

◇お問い合わせ先 ☎050-1722-2206 ※操作方法のお問い合わせ先です。電話での予約はできません。
受付時間:平日午前10時～午後4時 ※正午～午後1時を除く

◇事前申込サイト

無料申告相談専用
LINE 事前申込はこちら



Web 事前申込
はこちら



5. 平塚税務署が行う確定申告書の作成・相談

月 日	会 場	時 間
2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日・祝日は除きます。 ただし、3月2日(日)は開場します。	平塚市庁舎(平塚市役所)1階 多目的スペース	【受付】午前 8:30～午後 4:00 【相談】午前 9:00～午後 5:00

【入場整理券の配布・発行】

◇申告書作成会場では、混雑回避のため入場整理券を配布します。
入場整理券はLINEによる事前発行もしくは、当日会場での配布となります。

問い合わせ先 0463-22-1400 平塚税務署

LINEでの事前
申込はこちら



6. 秦野市による簡易な確定申告書作成相談

月 日	会 場
2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日・祝日及び2月26日(水)は除きます	クアーズテック秦野カルチャーホール (文化会館) ※申告会場以外の休館に伴い、 会場入口は第一駐車場側になります

事前の電話予約が必要です！

予約専用ダイヤル
0463(86)6290
※この番号以外からは予約できません

- 予約受付期間
令和7年2月3日(月)～3月14日(金)
午前9:30～午後4:30
※土・日・祝日を除きます
※予約受付期間以外は繋がりません

◎予約専用ダイヤルで希望日の前日までに日時を予約してください(先着順)。

◎1件の予約で1人分の確定申告相談を受け付けます。

時 間 帯	
午 前 の 部	午 后 の 部
8:30	12:50
8:50	13:10
9:10	13:30
9:30	13:50
9:50	14:10
10:10	14:30
10:30	14:50
10:50	15:10
—	15:30

▶【対象者】給与所得者・年金所得者のみ

【注意】下記の項目に該当する方はクアーズテック秦野カルチャーホール(文化会館)では作成・相談することはできませんので、平塚税務署が行う確定申告書の作成・相談を御利用ください。

- ◇生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの一時所得の申告をする
◇源泉徴収票がない状態で申告する ◇令和5年分以前の申告をする
◇住宅借入金等特別控除を初めて申告する ◇退職所得(本人および被扶養者)の申告をする
◇火災・風水害などで受けた損害の控除を申告する ◇秦野市民でない方の申告をする
◇亡くなった方の申告をする ◇外国籍の方及び国外居住親族等の扶養の申告をする
※上記以外でも内容によっては作成相談をお受けできない場合があります。

【持ち物】秦野市が行う申告会場で主に必要なもの

- ◇ 令和6年分源泉徴収票(給与所得・公的年金等)
◇ マイナンバーカードの写しまたは 通知カードなどの写し+運転免許証などの写し
◆ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険などの社会保険料の支払額が分かるもの
◆ 生命保険・地震保険などの控除証明書
◆ 国民年金保険料控除証明書 または 領収書
◇ 障害者手帳またはその写し
◇ 高齢介護課発行の障害者控除対象者認定書
◆ 寄附金控除の証明関係書類(受領証・控除該当団体証明書など)
◆ 医療費控除の明細書(事前に作成してください。なお、領収書の提出は不要です。)
及び医療費に係る各種書類(医療費通知やおむつ証明書など)
◇ 申告者本人名義の金融機関名、支店名、口座番号の分かるもの(還付金のある場合)

◆印はすべて令和6年1月1日
から同年12月31日までに支
払ったものが対象です。

